

包括連携協定に基づく令和 5 年度の取組 (明治安田生命保険相互会社)

1. 令和 5 年 4 月

明治安田生命保険相互会社が、本市のロゴマーク入りのポケットティッシュを作成し、同社が実施するイベント、鈴鹿ポイントゲッターズの試合会場、同社鈴鹿市内の営業所等で配布(第 2 弾)



2. 令和 5 年 4 月

明治安田生命保険相互会社より、市民に対して行政サービス案内活動実施時に、鈴鹿市のロゴマークを添付し、案内文書を配布する

3. 令和 5 年 4 月

JFL の順位表ボードの提供

4. 令和 5 年 5 月

若松公民館、庄野公民館、鼓ヶ浦公民館、神戸公民館にて、MY 定期講座(女性のための「健康づくり栄養」講座、楽しく学ぶ！認知症予防講座、あなたは大丈夫？フレイル予防講座、「睡眠」と「健康」の知恵袋講座)の実施

※5 月～12 月にかけて順次開催

包括連携協定に基づく令和5年度の取組 (明治安田生命保険相互会社)

5. 令和5年6月

明治安田生命保険相互会社より、電話音声明瞭器「サウンドアーチ」の提供を受け、長寿社会課の電話1台に設置



6. 令和5年7月

明治安田生命保険相互会社による営業活動時に、市民に対し、フードドライブ推進事業のチラシを配布

対象食材	
カテゴリ	具体的な品名
缶詰類	フルーツ缶、ツナ缶、スープ缶など
乾物類	のり、干し椎茸、かつお節など
乾麺類	パスタ、そうめん、そばなど
インスタント/レトルト/フリーズドライ食品類	インスタントラーメン、カップ麺、カレー、パスタソース、ご飯、味噌汁など
菓子類	せんべい、ポテトチップス、クッキーなど
調味料類	しょうゆ、味噌、ふりかけ、塩など
粉類	小麦粉、片栗粉など
その他類	缶など

※飲料(ペットボトル等)は対象外

対象食材の条件	
●常備保存が可能なもの(常温:5℃~35℃)	※冷凍や冷蔵保存が必要なものは対象外
●原則、賞味期限の表示があり、賞味した日から1か月以上あるもの。	※「年月表示」の場合は、翌4月以降のものとする。
例: 令和5年2月15日に寄附する場合は	賞味期限 令和5年3月~受付不可
賞味期限 令和5年4月~受付可能	
※米は、精米日(玄米不可)から1年未満であること。	
●未開封で、包装や外観が破損していないもの。	
●調味料や賞味期限など包装説明が日本語で記載されているもの。	

7. 令和5年7月

鈴鹿市エリア営業時、各種イベント終了後、公民館での講座開催時に、健康マイレージの案内

包括連携協定に基づく令和5年度の取組 (明治安田生命保険相互会社)

8. 令和5年7月

がん検診受診促進のため、「がん検診」チラシを営業時に配布

9. 令和5年7月

救急医療体制の案内のため、「救急医療」チラシを営業時に配布

鈴鹿市の救急医療

救急医療体制は、救急医療機関を重症度に応じて3段階に分けて対応しています。

主に二次救急医療機関では対応できない
高度な処置が必要となる重篤な患者さんへの対応機関

例) 三重大学医学部附属病院 伊勢赤十字病院 三次救急医療機関
三重県立総合医療センター 伊立西日赤病院 (院内4施設)

主に入院治療が必要とする
重症患者さんへの対応機関

例) 鈴鹿中央総合病院 鈴鹿田生病院 二次救急医療機関

主に入院治療の必要がなく、
帰宅可能な患者さんへの対応機関

例) かかりつけ医(多くの診療科等) 塩川病院 第一病院 鈴鹿病院 鈴鹿市立急診病院 一次救急医療機関

一次救急は
かかりつけ医を利用しましょう
村でも困難で、必要な場合は専門医療機関に紹介してくれる身近な身元で乗りこなす
医師、かかりつけ医に申しこみましょう。

お薬手帳を上手に利用しましょう
お薬手帳を提出することで、同じ作用のお薬が重なっていないか、また飲み合わせ(相互作用)等について確認してもらえます。お薬手帳は、健健特たぐい1冊で管理しましょう。

救急車の適正利用のご協力ください
1) 入院治療を必要としない軽症の救急搬送件数の増加しています。
救急車の救急車の乱用は取り返しがありません。
緊急時でない症状の場合は、救急車を呼ぶ必要がなくなる可能性があります。
軽い症状の場合はできるだけ119で病院で診察を受けましょう。

休日や夜間に診てもらえる医療機関の探し方

※この医療機関、受け手も場合でも、受付制、電話制、受付可能な時間が必要です。

出先(住所)	問い合わせ先	内容
三重県救急医療センター コールセンター 電話 059-229-1199	ホームページ https://www.sq.pref.mie.lg.jp/ https://www.sq.pref.mie.lg.jp/ki/	急病の医療機関や施設が、 医療機関を案内しています。
相談窓口 鈴鹿市子ども医療ダイヤル 24時間 059-382-7740 受付日: 平日(年末年始(12月31日-1月3日) 休祭日: 毎週土曜(12月24日)	#8000 059-232-9955(IP電話・光電話) 受付時間 19時30分-翌朝8時まで 日曜日、祝日、年末年始(12月31日-1月3日) 休祭日: 毎週土曜(12月24日)	緊急診療可能な医療機関を 24時間365日案内しています。

受診を迷った時の相談先(対象:18歳未満の子どものお父(母)の家族)

相談窓口	問い合わせ先	内容
相談窓口 鈴鹿市子ども医療ダイヤル 24時間 059-382-7740 受付日: 平日(年末年始(12月31日-1月3日) 休祭日: 毎週土曜(12月24日)	#8000 059-232-9955(IP電話・光電話) 受付時間 19時30分-翌朝8時まで 日曜日、祝日、年末年始(12月31日-1月3日) 休祭日: 毎週土曜(12月24日)	子どもの病気、事故、薬に關して 医療関係の専門相談員が 電話相談にのります。

鈴鹿市応急診療所

診療日	夜間診療
星期日診療: 日曜日-夜日 年末年始(12/30-1/3)	夜間診療: 毎日
受付時間 9時から16時 診療時間 9時30分から12時 13時から16時30分	受付時間 19時から22時 診療時間 19時30分から22時30分

※下巻の診療科目は、診療状況により変更する
場合があります。

問い合わせ先	内容
住所 鈴鹿市西桑五丁目118番地1 電話 059-382-5066 FAX 059-382-7740 ※事前の電話連絡が必要です	・内科・小児科の急病患者の 応急診療を行っています。 ・お薬は原則1日分です。 ・症状が続く場合は、 かかりつけ医へご相談ください。

(発行)鈴鹿市健康福祉部市民生活課 第5.4

10. 令和5年8月

明治安田生命保険相互会社が営業時に、タブレットに収録された行政サービスを、
お客様の状況に合わせ、必要となる行政サービスの案内を行う(登録内容の更新)

11. 令和5年10月

高齢者の健康及び福祉の増進に対する寄付金として910,500円の寄贈

包括連携協定に基づく令和5年度の取組 (明治安田生命保険相互会社)

12. 令和5年12月

鈴鹿シティマラソンにおいて競技役員として約40名による協力



13. 令和5年12月

鈴鹿シティマラソン及びすずかロゲイニングにおける健康等に関するブースの出展

